

# 宅地開発指導要綱に関する協議申請について

(千葉県建設局土木部土木管理課)

## I 申請にあたって

- 1 道路の新設・改築にあたっては、既存道路の交通に支障を及ぼさないよう配置するとともに、安全対策・交通規制等について十分考慮し計画願います。
- 2 申請書類は、図面着色のうえファイルにまとめ、ファイルの前面・側面に事業件名と事業者名を記入し、目次・インデックスを付けて4部作成し、**3部提出**願います。(一部のみ正、それ以外は副とする)。また、申請ファイルには連絡先(名刺)を明記してください。
- 3 協議書締結までの標準処理期間は、申請書の受付後約2週間(土・日曜、休日を除く)程度です。なお、標準処理期間は申請の処理に要する期間の目安であるため協議書締結を約束するものではありません。

## II 申請書類

- 1 協議申請書
- 2 事業の概要
- 3 設計説明書
- 4 公共施設の管理者に関する事項  
(区域外の整備事項も明記、その際摘要欄に区域内・外を明示)
- 5 位置図
- 6 公図(区域周辺及び道路対面の土地所有者も記入)
- 7 道路境界確定図(写し)
- 8 求積図(事業区域内及び帰属・寄付丈量図)
- 9 公共施設用地の新旧対照図・表
- 10 現況図(市道認定番号明記)
- 11 土地利用計画図
- 12 造成計画平面図・横断図
- 13 排水計画平面図
- 14 区域外道路整備図(現況図と計画図に分け、舗装復旧断面図を記入)
- 15 各種構造図(品名、寸法、基礎等記入すること)
- 16 軌跡図(歩道切り下げ幅が、6.0mを超える場合に添付)
- 17 その他(雨水流出抑制関係図面・計算書、地下埋設物等)

(市へ道路の帰属がある場合)

- 18 道路計画平面図(測点記入・安全対策)
- 19 〃 縦断図(平面図の測点と一致)
- 20 道路標準断面図・横断図(測点ごと)
- 21 警察協議の議事録及び協議図面
- 22 各種構造図(品名、寸法、基礎等を記入)
- 23 地下埋設物関係図(ガス管、水道管等)
- 24 その他

### ※ 設計する際の参考文献

- ・開発行為に関する審査基準
- ・千葉県宅地開発指導基準
- ・道路法、道路法施行令、同規則
- ・道路構造令
- ・千葉市市道路線認定要綱、同施行要領、道路占用規則
- ・歩行空間整備マニュアル  
(歩道切り下げ箇所は必要最小限とし、切り下げ幅は必要最低幅とする。)  
(車輛出入口はグレーチング蓋 T-20 以上とし、固定式又はガタ付き防止とする。)
- ・(社)日本道路協会：アスファルト舗装要綱、道路土工・排水工指針・擁壁工指針等、防護柵設置基準、道路橋示方書等
- ・その他関係通達基準

※ なお、協議等で来庁の際については、事前に電話連絡をお願いいたします。

連絡先 千葉県建設局土木部土木管理課 指導班

電話 043(245)5391